

✓
内令第五百二十二號

艦艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

軍艦、巡洋艦二等阿賀野型ノ項中「矢矧」ノ下ニ「酒匂」ヲ加フ

(内令提要卷三、三三頁参照)

内令

六四二

0252

内令第五百二十三號 (所要ノ向ニ配付ス)

内令第五百二十四號

舞鶴鎮守府第四豫備艦

軍艦名取

右第一豫備艦卜定ム

吳鎮守府第四豫備潛水艦

伊號第三十三潛水艦

右第一豫備潛水艦卜定ム

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第五百二十五號

軍艦酒匂

右本籍ヲ横須賀鎮守府卜假定ス

内令

六五二

0253

内令

六五二

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第五百二十六號

昭和十九年内令第四百三十九號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二十一魚雷艇隊ノ項中「439」ノ下ニ「440
442
444
445」ヲ加フ

参照 前記内令ハ特設魚雷艇隊附屬魚雷艇ノ件ナリ

内令第五百二十七號

吳鎮守府所管

右特設運送船(雜用船)ト改ム

特設運送船(給兵船)興業丸

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

0254

内令第五百二十八號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

船名	特設艦船種別	所管
汽船 彌生丸	特設運送船(雜用船)	吳鎮守府
同 松山丸		
同 九州丸		

内令第五百二十九號

特設通信隊及同分遣隊所在地、種別等ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十九年四月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀鎮守府ノ部中幌筵通信隊ノ項ヲ左ノ如ク改ム

内令

六五三

0255

内令

(内令提要卷一、六四頁参照)

占守通信隊	占守
	甲、乙、丙
幌筵分遣隊	松輪分遣隊
幌筵	松輪
丁、戊	丁

六五四

0256

内令第五百三十號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定メラル

海防艦 千 振
第十三號海防艦

横須賀鎮守府在籍

海防艦 千 振

右警備海防艦ト定メラル

第十三號海防艦

昭和十九年四月三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

六五五

0257

内令第五百三十一號

右本籍ヲ吳鎮守府ト假定ス

驅逐艦 桑

伊號第三百五十二號潜水艦

伊號第三百六十七號潜水艦

第二十三號海防艦

第二十五號海防艦

第二十七號海防艦

右本籍ヲ佐世保鎮守府ト假定ス

海防艦 奄美

海防艦 栗國

第二十六號海防艦

第二十八號海防艦

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト假定ス

内令

六五七

0258

内令

六五八

吳鎮守府在籍(假定)

驅逐艦 梅

海軍大臣 嶋田繁太郎

右假定本籍ヲ横須賀鎮守府ニ改ム

昭和十九年四月五日

内令第五百三十二號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト假定ス

第七十號驅潛特務艇

第七十一號驅潛特務艇

第六十四號驅潛特務艇

第六十五號驅潛特務艇

第六十七號驅潛特務艇

第七十四號驅潛特務艇

第七十五號驅潛特務艇

0259

右本籍ヲ吳鎮守府ト假定ス

第七十六號驅潛特務艇

第七十七號驅潛特務艇

第六十八號驅潛特務艇

第六十九號驅潛特務艇

第七十三號驅潛特務艇

右本籍ヲ佐世保鎮守府ト假定ス

第六十六號驅潛特務艇

第七十二號驅潛特務艇

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト假定ス

昭和十九年四月五日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

内令第五百三十三號

艦艇類別等級別表中左ノ通改正ス

内令

六五九

0260

内令

六六〇

昭和十九年四月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

驅逐艦、一等松型ノ項中「桃」ノ下ニ「桑」ヲ加フ

潜水艦、一等伊三百五十一型ノ項中「伊號第三百五十二」ノ下ニ「伊號第三百五十三」ヲ、同伊三百六十一型ノ項中「伊號第三百六十六」ノ下ニ「伊號第三百六十七」ヲ加フ

海防艦、占守型ノ項中「沖繩」ノ下ニ「奄美、粟國」ヲ、同第一號型ノ項中「第二十一號」ノ下ニ「第二十三號、第二十五號、第二十七號」ヲ、同第二號型ノ項中「第二十四號」ノ下ニ「第二十六號、第二十八號」ヲ加フ

(内令提要卷三、三三頁参照)

内令第五百三十四號

特務艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

0261

特務艇、驅潜特務艇第一號型ノ項中「第百六十三號」ノ下ニ、「第百六十四號、第百六十五號、第百六十六號、第百六十七號、第百六十八號、第百六十九號、第百七十號、第百七十一號、第百七十二號、第百七十三號、第百七十四號、第百七十五號、第百七十六號、第百七十七號」ヲ加フ

(内令提要卷三、四三頁参照)

内令

六六二

0262

内令第五百三十五號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定メラル

第十五號海防艦

横須賀鎮守府在籍

第十五號海防艦

右警備海防艦ト定メラル

昭和十九年四月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

六六三

0263

内令第五百三十五號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定メラル

第十五號海防艦

横須賀鎮守府在籍

第十五號海防艦

右警備海防艦ト定メラル

昭和十九年四月八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

六六三

0264

内令第五百三十五號ノ二

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定メラル

昭和十九年四月九日

軍 艦 酒 匂

海 軍 大 臣 嶋 田 繁 太 郎

内 令

六六四ノ二

0265

内令第五百三十五號ノ三

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定メラル

昭和十九年四月九日

軍艦酒匂

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

六六四ノ二

0266

内令第五百三十八號

舞鶴鎮守府豫備水雷艇

水雷艇 眞 鶴

水雷艇 友 鶴

右警備水雷艇下定メラル

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第五百三十九號

昭和十八年内令第八百三十三號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀防備隊ノ項驅潜特務艇ノ欄「第八十二號(横)、第八十四號(横)」及「第九十一號(横)」ヲ
削ル

第二十二特別根據地隊ノ項魚雷艇ノ欄「第一百一號(佐)、第一百十八號(佐)」ヲ削ル

内令

六六七

0267

内令

六六八

第二十六特別根據地隊ノ項魚雷艇ノ欄ニ「第一百一號（佐）、第一百十八號（佐）」ヲ加フ
第三十一警備隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第三十三警備隊

第八十二號（横）
第八十四號（横）
第九十一號（横）

参照 前記内令ハ特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第五百四十號

特設砲艦隊編制ハ之ヲ廢止セラル

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

（内令提要卷一、一四二ノ五頁参照）

内令第五百四十一號

汽船 新興丸

0268

右特設砲艦トシ吳鎮守府所管ト定メラレタル處之ヲ解カル
汽船 第七大源丸

昭和十九年四月十日 海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第五百四十二號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和十九年四月十日 海軍大臣 嶋田繁太郎

船名	特設艦船種別	所管
汽船 新興丸 <small>(船舶番號四六)</small>	特設運送船(雜用船)	吳鎮守府
同 第七大源丸		

内令第五百四十三號

昭和十八年内令第二千五百六十六號別表中左ノ通改正ス

内令

六六九

0269

内令

六七〇

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三十根據地隊ノ項特設驅潛艇ノ欄「神鷹丸(横)」ヲ削ル

参照 前記内令ハ特設特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第五百四十四號

汽船 神鷹丸

右特設驅潛艇トシ横須賀鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

0270

内令第五百三十八號

舞鶴鎮守府豫備水雷艇

水雷艇 眞 鶴

水雷艇 友 鶴

右警備水雷艇ト定メラル

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第五百三十九號

昭和十八年内令第千八百三十三號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀防備隊ノ項驅潜特務艇ノ欄「第八十二號(横)、第八十四號(横)」及「第九十一號(横)」ヲ
削ル

第二十一特別根據地隊ノ項魚雷艇ノ欄「第百一號(佐)、第百十八號(佐)」ヲ削ル

内令

六六七

0271

内令

六六八

第二十六特別根據地隊ノ項魚雷艇ノ欄ニ「第百一號(佐)、第百十八號(佐)」ヲ加フ
第三十一警備隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第三十三警備隊

第八十二號(横)
第九十一號(横)

参照、前記内令ハ特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第五百四十號

特設砲艦隊編制ハ之ヲ廢止セラル

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

(内令提要卷一、一四二ノ五頁参照)

内令第五百四十一號

汽船 新興丸

0272

右特設砲艦トシ吳鎮守府所管ト定メラレタル處之ヲ解カル

汽船 第七大源丸

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第五百四十二號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

船名	特設艦船種別	所管
汽船 新興丸 <small>(船舶番號四三〇)</small>	特設運送船(雜用船)	吳鎮守府
同 第七大源丸		

内令第五百四十三號

昭和十八年内令第二千五百六十六號別表中左ノ通改正ス

内令

六六九

0273

内令

六七〇

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三十根據地隊ノ項特設驅潛艇ノ欄「神鷹丸(横)」ヲ削ル

参照 前記内令ハ特設特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第五百四十四號

汽船 神鷹丸

右特設驅潛艇トシ横須賀鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

0274

内令第五百四十五號 (後送ス)

内令第五百四十六號

昭和十八年内令第五百五號中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二號(ロ)左ノ如ク改ム

(ロ) 機關部送付用圖面

別表第三ニ依ルモノトス但シ左ノ各號ノ機械及罐ニ對シテハ別表第四ニ依ル

(一) 蒸氣機械關係

零號乙四九型主タービン

一號乙四九型主減速裝置

一、二、三、四、五、六、十五型ピストン主機械

(二) 内火機械關係

内令

六七三

0275

- 二十三號乙八型内火機械
- 高速型一〇、二〇、三〇、六〇、八〇馬力ディーゼル機械
- 五十二號乙六型、乙一〇型内火機械
- 中速型一五〇、四〇〇馬力ディーゼル機械
- 低速型一〇〇、一五〇、二〇〇、四〇〇馬力ディーゼル機械
- 海軍型一〇、二〇、三〇、六〇、八〇、一二〇馬力石油機械
- 移動型八馬力ガソリン機械
- 七十一號内火機械
- 魚雷艇用航空發動機
- 陸軍型六〇馬力内火機械
- (三) 罐關係
 - 一、二、三、四、五型雜船罐
 - 一、二、三型補助罐
- (四) 補助機械關係

0276

制式圖ニ依リ製造セルモノ全部

別表第三ノ次ニ別表第四ヲ加フ

(別表一葉添)

参照 昭和十八年内令第五百五號ハ大東亞戰爭中艦艇、特務艦艇ノ船體、機關關係完成資類ノ刷製並ニ提出又ハ送付ニ關スル件ナリ

内令

六七五

0277

内令第五百四十五號 (後送ス)

内令第五百四十六號

昭和十八年内令第五百五號中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二號(ロ)左ノ如ク改ム

(ロ) 機關部送付用圖面

別表第三ニ依ルモノトス但シ左ノ各號ノ機軸及罐ニ對シテハ別表第四ニ依ル

(一) 蒸氣機軸關係

零號乙四九型主タービン

一號乙四九型主減速裝置

一、二、三、四、五、六、十五型ピストン主機軸

(二) 内火機軸關係

内令

六七三

0278

二十三號乙八型内火機械

高速型一〇、二〇、三〇、六〇、八〇馬力ディーゼル機械

五十一號乙六型、乙一〇型内火機械

中速型一五〇、四〇〇馬力ディーゼル機械

低速型一〇〇、一五〇、二〇〇、四〇〇馬力ディーゼル機械

海軍型一〇、二〇、三〇、六〇、八〇、一二〇馬力石油機械

移動型八馬力ガンソリン機械

七十一號内火機械

魚雷艇用航空發動機

陸軍型六〇馬力内火機械

(三) 罐關係

一、二、三、四、五型雜船罐

一、二、三型補助罐

(四) 補助機械關係

0279

制式圖ニ依リ製造セルモノ全部
別表第三ノ次ニ別表第四ヲ加フ

(別表一葉添)

参照 昭和十八年内令第十五百五號ハ大東亞戰爭中艦艇、特務艦艇ノ船體、機關關係完成書類ノ圖製並ニ提出又ハ送付ニ關スル
件ナリ

内令

六七五

0280

内令第五百四十七號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定メラル

第十七號海防艦

横須賀鎮守府在籍

第十七號海防艦

右警備海防艦ト定メラル

昭和十九年四月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

六七七

0281

内令第五百四十七號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定メラル

第十七號海防艦

横須賀鎮守府在籍

第十七號海防艦

右警備海防艦ト定メラル

昭和十九年四月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

六七七

0282

548.601 done

内令第五百四十八號

艦艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

軍艦、水上機母艦ノ項中「神威」ヲ削ル

潜水艦、一等伊十七型ノ項中「伊號第三十」ヲ、同伊百七十六型ノ項中「伊號第百七十九」ヲ削ル

(内令提要卷三、三三頁参照)

内令第五百四十九號

特務艦類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

運送艦ノ部中隱戸型ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

内令

六七九

0283

内令

六八〇

神威

(内令提要卷三、四一頁参照)

内令第五百五十號

特務艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特務艇、魚雷艇第十號型ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第五百一十一號型

第五百一十一號、第五百一十二號、第五百一十三號、第五百一十四號、第五百一十五號、第五百一十六號

(内令提要卷三、四三頁参照)

内令第五百五十一號

潜水隊編制中左ノ通改正セラル

0284

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三十四潜水隊ノ項中「呂號第四十四」ノ下ニ「呂號第四十五」ヲ加フ

(内令提要卷一、七〇頁参照)

内令第五百五十二號

舞鶴鎮守府在籍

軍艦 神威

右帝國軍艦籍ヨリ除カル

吳鎮守府在籍

伊號第三十潜水艦

佐世保鎮守府在籍

伊號第七十九潜水艦

右帝國潜水艦籍ヨリ除カル

内令

六八一

0285

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト定メラル

特務艦 神威

舞鶴鎮守府在籍

特務艦 神威

右在役特務艦ト定ム

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第五百五十三號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定ム

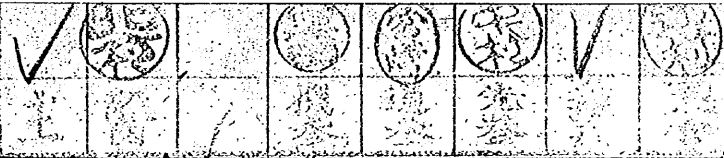
昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

自第百五十一號魚雷艇
至第百五十六號魚雷艇

0286

司令部附



内令

内令第五百五十二號ノ二

明治三十六年十一月十二日内令第四百四十一號ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年四月十五日

事務主任

海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 廢止内令ハ海軍軍機密報告名ニ使用スベキ特別略號ノ件ナリ (内令提要卷三、六三五頁)



川泉

六八三

0287

内令第五百五十四號

昭和十八年内令第二千五百六十六號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

羅津方面特別根據地隊ノ項特設監視艇ノ欄「筑前丸(佐)、第十二興漁丸(佐)、第二黄海丸(佐)」ヲ削ル

参照 前記内令ハ特設特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第五百五十五號

佐世保鎮守府所管

特設監視艇 筑前丸

同 第十二興漁丸

同 第一黄海丸

右横須賀鎮守府所管ト改ム

内令

六八三

0288

内令

六八四

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第五百五十六號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

船舶名	特設艦船種別	所管
漁船制海丸		
同 みゆき丸		
同 もがみ丸		
同 昭和丸		
同 但馬丸		
同 第二昭榮丸		

0289

内令

内令第五百五十七號
特設監視艇隊編制中左ノ通改定セラル

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日向丸	第七幸丸	第三壽々丸	第二旭丸	第六號大丸	新南丸	あゐる丸	第二良榮丸	第五福丸	有明丸	鶴丸
								特設監視艇		
								横須賀鎮守府		

六八五

0290

内令

六八六

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三號監視艇隊ノ項中「彌地丸」ノ下ニ「制海丸」ヲ加フ

第四號監視艇隊ノ項中「進政丸」ノ下ニ「筑前丸、第十二興漁丸、第一黄海丸、みゆき丸、もがみ丸、昭和丸、但馬丸、第二昭榮丸、鶴丸、有明丸、第五福丸、第二良榮丸、あゝま丸、新南丸、第六號大丸、第二旭丸、第三壽々丸、第七幸丸、日向丸」ヲ加フ

(内令提要卷一、一四三ノ一〇頁参照)

0291

内令第五百五十八號

特設海軍氣象部令中左ノ通改正セラル

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二條 海軍氣象部ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 兵要氣象ノ觀測、通報、調査、研究及實驗ニ關スル事項

二 兵要氣象圖誌ノ調製、準備、保管及供給ニ關スル事項

三 氣象技術員ノ教育ニ關スル事項

第三條 海軍氣象部ニ總務課、會計課、第一課、第二課及修技所ヲ置ク

前項ニ規定スル各課及修技所ノ事務ノ分掌ハ海軍大臣之ヲ定ム

第四條及第五條 削除

第六條中「課長」ノ次ニ「所長」ヲ、「部員」ノ次ニ「幹事」ヲ加ヘ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

前項ノ職員ノ外必要ニ應ジ出仕ヲ置ク

第十條ニ左ノ二項ヲ加フ

内令

六八七

0292

前項ノ外總務課長ハ部長ヲ佐ケ部務ヲ整理ス

第十一條 所長ハ部長ノ命ヲ承ケ修技所ノ事務ヲ掌理ス

第十二條 部員ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十三條 幹事ハ所長ノ命ヲ承ケ修技所ニ於ケル訓育及教務ヲ擔任ス

第十四條 教官ハ所長ノ命ヲ承ケ修技所ニ於ケル教授ヲ擔任ス

第十五條 附ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十六條 出仕ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十七條 海軍大臣ハ必要ニ應ジ海軍氣象部ノ觀測所ヲ置キ其ノ事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ

得

第十八條 海軍氣象部ノ定員ハ別表ニ依ル

(別表一葉添)

(内令提要卷一、三八ノ五五頁參照)

内令第五百五十九號

特設海軍氣象部處務規程左ノ通定ム

0293

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設海軍氣象部處務規程

第一條 部長ハ海軍氣象部所掌ノ事項ニ關シ法規ノ制定又ハ改廢ヲ必要ト認ムルトキハ案ヲ具シテ海軍大臣ニ提出スベシ

第二條 海軍氣象部ハ海軍省軍務局、兵備局、軍令部、水路部、海軍艦政本部、海軍航空本部其ノ他海軍部内ニ於ケル關係機關ト氣脈ヲ通ズベシ

第三條 部長ハ兵要氣象觀測通報ノ技術ニ關シ部内氣象機關ノ指導ニ任ズベシ

第四條 部長ハ氣象一般ノ事項ニ關シ部外關係機關ト直接連絡スルコトヲ得

第五條 部長ハ部外氣象機關ノ利用其ノ他ニ關シ必要アリト認メタル場合ニ於テハ案ヲ具シテ海軍大臣ニ提出スベシ

第六條 部長ハ部下部員以下ノ配屬ヲ定メ之ヲ水路部長ニ報告シ海軍省軍務局長、兵備局長及人事局長ニ通報スベシ

第七條 部長ハ部務整理ノ爲部内服務規程ヲ定ムルコトヲ得

内 令

六八九

0294

第八條 部長ハ海會計年度内ニ實施スベキ氣象觀測ノ計畫ヲ定メ海軍大臣ニ報告スベシ

第九條 總務課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 各課所掌事務ノ綜合統一ニ關スルコト
- 二 海軍氣象業務ノ統制及方針ニ關スルコト
- 三 出師準備及軍需工業動員ニ關スルコト
- 四 兵要氣象圖誌ノ準備、保管及出納ニ關スルコト
- 五 部長及部ノ官印管守ニ關スルコト
- 六 公文書ノ接受及發送ニ關スルコト
- 七 機密書類ノ保管及整理ニ關スルコト
- 八 部内ノ保安及取締ニ關スルコト
- 九 人事ニ關スルコト
- 十 勞務ノ一般ニ關スルコト
- 十一 營造物ニ關スルコト
- 十二 醫務衛生ニ關スルコト

- 十三 運輸ニ關スルコト
 - 十四 統計及年報材料ニ關スルコト
 - 十五 前各號ノ外他課ノ所掌ニ屬セザル事項ニ關スルコト
- 第十條 會計課ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 豫算、決算、收入及支出ニ關スルコト
 - 二 購買及賣却ニ關スルコト
 - 三 通常物品ノ保管及出納ニ關スルコト
 - 四 海軍共濟組合ノ給與及事務ニ關スルコト
 - 五 所得稅徵集事務ニ關スルコト
 - 六 統計及年報材料ニ關スルコト
- 第十二條 第一課ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 兵要氣象觀測ノ計畫及實施ニ關スルコト
 - 二 氣象觀測所、氣象觀測船及氣象觀測航空機ニ關スルコト
 - 三 兵要氣象圖誌ノ編纂ニ關スルコト

内令

六九一

0296

- 四 兵要氣象資料ノ蒐集、保管及整理ニ關スルコト
 - 五 兵要氣象圖誌原稿ノ保管ニ關スルコト
 - 六 統計及年報材料ニ關スルコト
- 第十二條 第二課ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 兵要氣象通報ノ計畫及實施ニ關スルコト
 - 二 兵要氣象ノ暗號及諜報ニ關スルコト
 - 三 兵要氣象ノ調査、研究及實驗ニ關スルコト
 - 四 兵要氣象觀測通報ノ研究ニ關スルコト
 - 五 氣象器材ノ研究及實驗ニ關スルコト
 - 六 統計及年報材料ニ關スルコト
- 第十三條 修技所ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 氣象技術員教育ノ計畫及實施ニ關スルコト
 - 二 統計及年報材料ニ關スルコト

0297

内令第五百六十號

海軍工廠ニ置ク所要ノ部ノ件申左ノ通改正セララル

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

豊川海軍工廠ノ項中「火工部」ノ下ニ「器材部」ヲ加フ

(内令提要卷一、三〇ノ四頁参照)

内令第五百六十一號

海軍工廠處務規程申左ノ通改正ス

昭和十九年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第九條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ器材部ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

第十條第一項但書中「豊川海軍工廠火工部及」ヲ「豊川海軍工廠火工部ニ在リテハ器材部所掌ニ屬

内令

六九三

0298

スルコト及化學兵器ニ關スルコトヲ除キ」ニ改ム

第十條ノ二 器材部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 治具、測範、工具等ノ加工用具ノ計畫及造修ニ關スルコト

二 機銃、火工兵器等ノ部品ノ鑄造及鍛造ニ關スルコト

第十七條第一項中「第二火工部、」ノ下ニ「器材部、」ヲ加フ

(内令提要卷一、二九頁参照)

○正誤

昭和十九年内令第四百七十九號五八五頁六行目「魚雷艇及高速裝甲艇」ハ「魚雷艇」ノ、同年内令第五百十七號第四十九條ノ十三中「特設海上護衛司令部」ハ「海上護衛總司令部」ノ孰モ誤

0299

内令五百六十二號後送ス

内令第五百六十三號

昭和十七年内令第三百二十九號臨時海軍設營班規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年四月十八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

(内令提要卷一、三九頁参照)

内令

六九七

0300

内令五百六十二號後送ス

内令第五百六十三號

昭和十七年内令第三百二十九號臨時海軍設營班規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年四月十八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

(内令提要卷一、三九頁参照)

内令

六九七

0301